

日火連短信

令和 6 年 10 月 16 日 第 223 号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、9月20日付でパブリックコメントが公示されています。これまで日火連が要請してきた火薬庫における軽微な変更の追加を含む火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集ですから、日火連からは賛成意見を提出しますが、会員各位もそれぞれの立場からの意見提出をお願いできればと思います。

締切り日時が10月21日（月）12：00ですから、意見提出される方は添付ファイルの別添1を参照の上、早急に対応頂くようお願い致します。

なお、概要は下記の通りで、添付ファイルの別添6および別添7（10月10日第26回理事会資料より抜粋）をご覧頂くのがわかりやすいと思います。

会員各位への周知をお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

平素より大変お世話になっております。

経済産業省 鉦山・火薬類監理官付の矢野でございます。

今般、火薬類取締法施行規則等で定める技術基準について改正を行うこととし、パブリックコメントを開始いたしましたので、ご案内いたします。

【省令等改正の概要】

（1）火薬類取締法施行規則の一部改正

①軽微な変更の工事の追加

火薬類による危害の防止を図りつつ、製造施設における照明設備の変更の工事、火薬庫における照明設備、警鳴装置の変更の工事等について、規則に定める軽微な変更工事として追加する。

②内面が90度（垂直）の土堤の追加

火薬類の万一の爆発に際し、これまでの土堤と同等以上の性能を有することを前提に、内面が垂直かつ土以外の材質等、新たな土堤を設置するための改正を行う。

③火薬類の安定度試験に関する技術基準の見直し

火薬類が有する物性を鑑み、硝酸エステルを含有しない爆薬における安定度試験を実施すべき期間を緩和するほか、輸入火薬の国内製造火薬類と同等の試験内容への変更、JIS規格に則した安定度試験方法の指定や耐熱試験方法への検知管式ガス測定器を用いた方法の追加等の改正を行う。

